



発行
東京都

目次

告示

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………
……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…
○電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定……………
……………（建設局道路管理部監察指導課）…二

告示

●東京都告示第三十号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和二年東京都告示第九百十号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

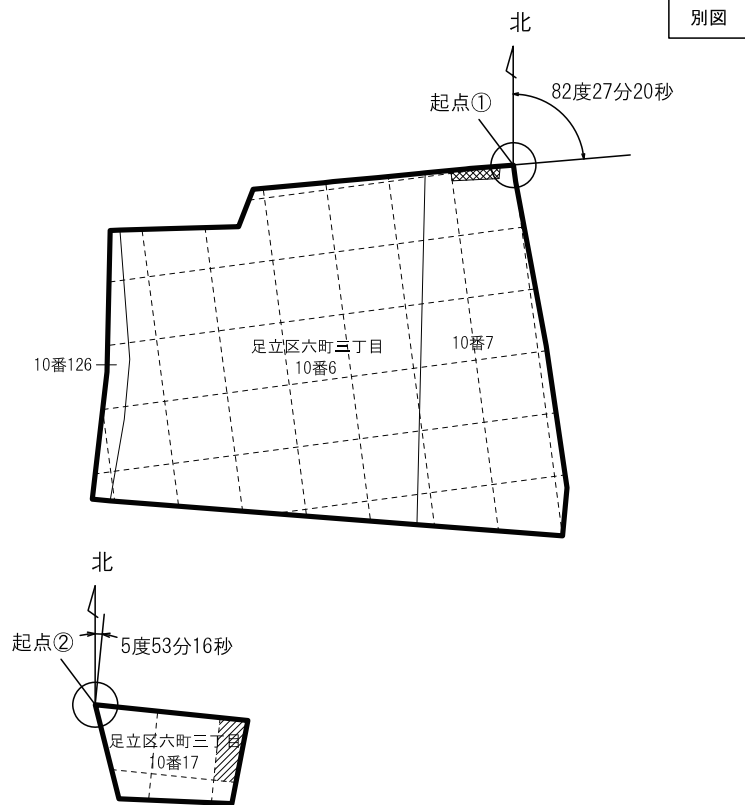
令和七年一月二十一日

東京都知事 小池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（足立区六町三丁目地内）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特

定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去



【凡例】

- 指定を解除する区域
形質変更時要届出区域
（令和2年東京都告示
第910号により指定した
区域）
---- 単位区画
—— 筆境界
—— 敷地境界

【起点】

- | | |
|---|----------------------------|
| ① | 起点①は、足立区六町三丁目10番7の最北端とする。 |
| ② | 起点②は、足立区六町三丁目10番17の最北端とする。 |

【格子の回転角度】

- | | |
|---|-----------|
| ① | 82度27分20秒 |
| ② | 5度53分16秒 |

※格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第三十一号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

令和七年一月二十一日

東京都知事 小池 百合子

一 路線名 都道落合井草線

二 指定する区間 中野区野方六丁目六百三十二番六地先から練馬区中村南二丁目十六番十三地先まで

三 指定の概要 別図表示のとおり

別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図
都道落合井草線

中野区野方六丁目～練馬区中村南二丁目

都道

特別区道

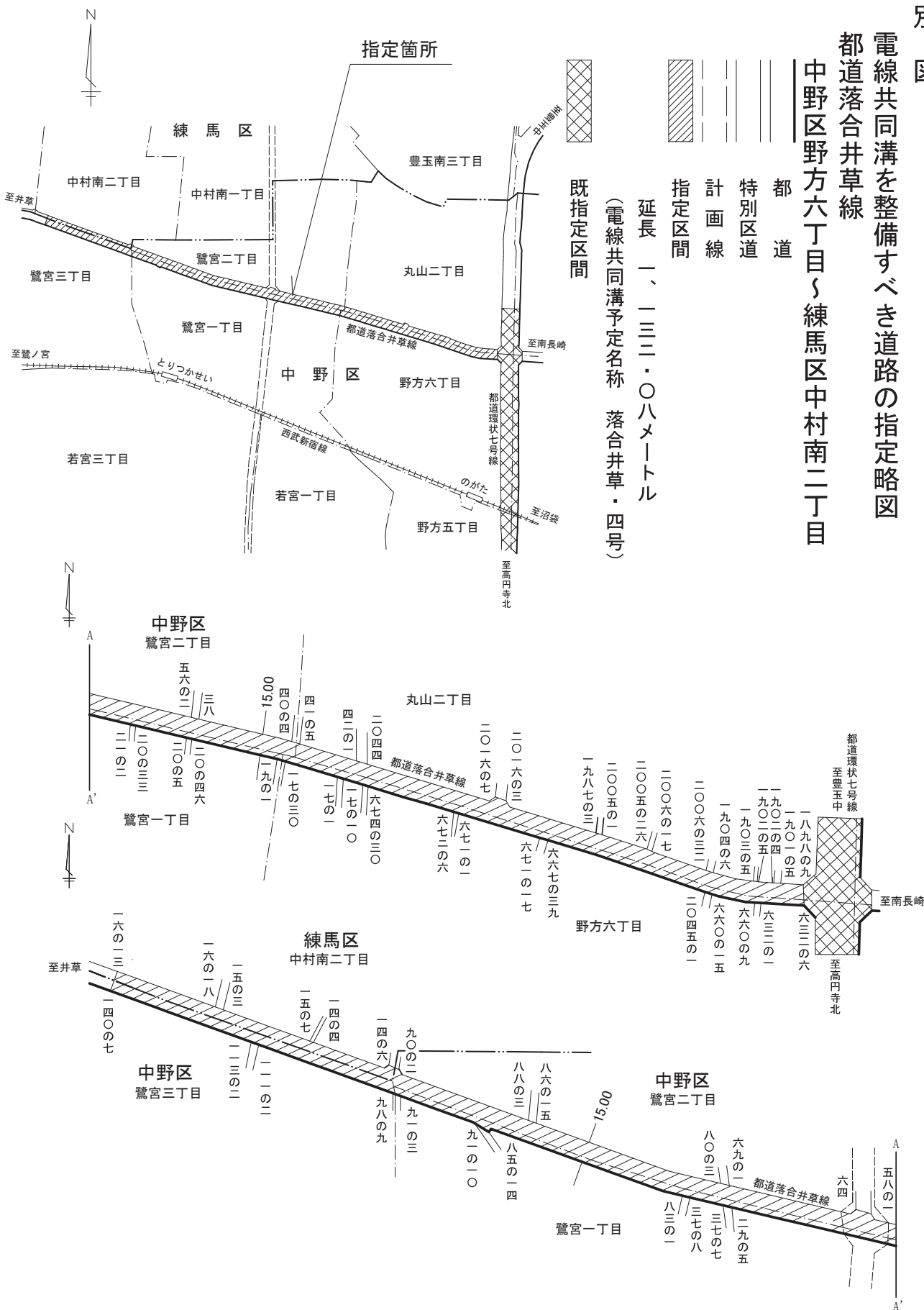
計画線

指定区間

延長 一、一三二・〇八メートル

(電線共同溝予定名称 落合井草・四号)

既指定区間



発行	東京
電話	東京都新宿区西新宿三丁目八番二号
	〇三(五三二)一一一一(代)
郵便番号	163-8001
定価	本号 一箇月 六、六〇〇円 (郵送料を含む)
印刷所	三鈴印刷株式会社
電話	東京都千代田区神田神保町三丁目三十三番地一
	〇三(五二七六)〇八一(代)
郵便番号	101-0051